

「経営者保証を不要とする取扱い」 に関するご説明



令和6年4月

保証協会付き融資における経営者保証を不要とする取扱い

○「監督指針の改正」により民間金融機関は…

金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に説明を行うとともに、その結果等を記録すること。(R5.4～)

信用保証協会付き融資では…

信用保証協会付き融資では、原則として以下のいずれかに該当する場合や、保証人を不要とする制度等を利用する場合に、経営者保証を不要とすることができます。

【経営者保証を不要とする取扱い】

	取扱類型	要件
①	金融機関連携型	取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、一定の財務要件を満たし、法人と経営者の一体性解消等を図っていること
②	財務要件型	直近決算期において、特定社債保証制度(私募債)と同様の財務要件を満たしていること
③	担保充足型	申込者または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること
④	新設 事業者選択型	一定の財務要件等を満たし、 信用保証料の上乗せ による経営者保証非提供の取扱いを希望していること

【保証人を不要とする保証制度】

- ・スタートアップ創出促進保証制度
- ・中小企業特定社債保証制度
- ・事業承継特別保証制度
- 他

【経営者保証免除対応が可能な保証制度】

- ・伴走支援型特別保証制度
- ・事業再生計画実施関連保証保証(感染症対応型)

【経営者保証を不要とする取扱い】 ① 金融機関連携型

○下記の①または②のいずれか、および③を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている（図ろうとしている）

	取扱類型	要件
①	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資残高がある	いずれか
②	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する	
③	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている	必須

提出書類 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書

<ポイント>

- ・保証人不要となる一部制度を除き、基本的にすべての保証制度利用時に適用が可能です。
- ・4つの取扱いの中で最も利用が多い型となります（事業者選択型はR6.3に開始）。
- ・金融機関連携型は、条件変更時でも要件を満たすことで経営者保証を解除できます。

【経営者保証を不要とする取扱い】 ② 財務要件型

○直近決算において、次の基準(a)から(c)のいずれかに該当する

(①を満たし、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす)

指標		基準(a)	基準(b)	基準(c)
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

提出書類 「財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書」

<ポイント>

当座貸越根保証を希望される方は「フォルティッシモ」
それ以外の方は「財務要件型無保証人保証」としてお申
込みください。



	財務要件型無保証人保証	フォルティッシモ
保証形式	個別保証	当座貸越根保証
限度額	2億8,000万円	
保証期間	一括返済: 2年以内 分割返済: 7年以内(運転) 10年以内(設備)	1年または2年(更新可)
対象資金	運転資金、設備資金、借換資金	
保証料率	0.45% ~ 1.90%	0.39% ~ 1.62%

【経営者保証を不要とする取扱い】 ③ 担保充足型

○申込人または代表者本人等が所有する不動産を担保提供し、十分な保全が図られている

提出書類 担保評価に必要となる書類

<ポイント>

- ・担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。
- ・当協会の担保評価により、100%以上の保全が図られていることが必要です。

<期中時の整理>

○経営者保証が付された既往の保証付融資について、経営者保証の解除要請があった場合、以下の取扱いとなります。

手法	経営者保証の取扱い	①金融機 関連携型	②財務要 件型	③担保充 足型	④事業者 選択型
借換	「経営者保証を不要とする取扱い①～④」のいずれかに該当する場合は、新規の保証付融資で借換えすることにより経営者保証を解除することが可能	○	○	○	○
条件変更	「①金融機関連携型」に該当する場合のみ、条件変更により経営者保証を解除することが可能	○	×	×	×

【経営者保証を不要とする取扱い】 新設 ④ 事業者選択型経営者保証非提供制度

○下記要件を満たし、**信用保証料率の引上げを条件**に経営者保証を非提供とする取扱いを希望している

※令和6年3月15日保証申込受付分より取扱い開始

	要件
(1)	過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
(2)	直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
(3)	<p>次の両方又はいずれかを満たすこと</p> <p>① 直近の決算において債務超過でない</p> <p>② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない</p>
	<p>両方 を満たす場合 保証料率0.25%上乗せ</p> <p>いずれかを満たす場合 保証料率0.45%上乗せ</p>
(4)	<p>次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>① 保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと</p>

提出書類

事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

<ポイント>

- ・保証人不要となる一部の制度等を除き、無担保保険等の対象となる保証について、保証制度を問わず適用が可能です。
- ・令和6年3月15日から令和9年3月末の3年間においては、国の保証料補助が受けられる「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」が創設されております。

【創設】 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（令和6年3月15日～）

項目	内容	
資格要件	前項、事業者選択型経営者保証非提供制度と同様	
対象となる保証	無担保保険に係る保証（一般保証、SN4号及びSN5号）	
保証限度額	8,000万円（SN4号及びSN5号を利用する場合は、別枠で更に合計8,000万円）	
保証割合	80%保証（責任共有制度対象） （SN4号を利用する場合のみ100%保証（責任共有制度対象外））	
対象資金	運転資金・設備資金・借換資金	
貸付形式	証書貸付又は手形貸付	
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）	
担保／保証人	不要	
保証料率	前項、要件(3)①及び②の両方に該当する場合 片方に該当する場合	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 所定料率+<u>0.25%</u> 所定料率+<u>0.45%</u> </div>
保証料補助	保証申込日に応じて、次のとおり国からの保証料補助あり	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 令和6年3月15日～令和7年3月31日 <u>0.15%</u> 令和7年4月1日～令和8年3月31日 <u>0.10%</u> 令和8年4月1日～令和9年3月31日 <u>0.05%</u> </div>

【創設】 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（令和6年3月15日～）

項目	内容
貸付利率	金融機関所定の利率
添付書類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
金融機関の責務	<p>金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して資格要件(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。</p> <p>また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。</p>
取扱期間	令和6年3月15日 ～ 令和9年3月31日まで

<ポイント>

- ・保証制度を問わず適用が可能な『④事業者選択型経営者保証非提供制度』に対応した、国の保証料補助専用制度
- ・『④事業者選択型制度』が浸透するまでの3年間の時限措置として創設
- ・無担保保険に係る保証のみ利用可能（別枠保証はSN4号及びSN5号のみ対象）

保証申込書類の追加について

○令和6年3月15日の保証申込受付分以降、すべての保証申込時において、連帯保証人を徴求する場合は、「『**経営者保証に関するガイドライン**』等に係るご説明」の提出が必要となります。

【表面】

栃木県信用保証協会

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

本紙の内容を申込人〔法人名： 〕に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。
 (確認日 年 月 日 金融機関確認者)
 ※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック(☑)を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い (信用保証料の上乗せなし)

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができず。

類型	要件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同タイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
その他	個別の事業において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度 (信用保証料の上乗せあり)

信用保証協会では、次の(1)~(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

(1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
 (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 ① 直近の決算において債務超過でない。
 ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
 (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については当協会までお問い合わせください。

【裏面】

【「経営者保証に関するガイドライン」とは】

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」といいます。)の経営者による個人保証(以下「経営者保証」といいます。)には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体の自主的・自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所(https://www.jccci.or.jp/)または全国銀行協会(https://www.zenginkyo.or.jp/)の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性
 本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。
 ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 ④ 法人から適時適切に財務情報が提供されている。
 ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ)に示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の含みリスクにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書(またはその附帯契約書)に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。)に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努めます。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日(保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日)となります。

以上
 おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当協会までお問い合わせください。

<ポイント>

- ① 連帯保証人を徴求する場合は保証制度を問わず、提出が必要となります。
- ② 金融機関が申込人に対し、経営者保証を不要とする取扱い等を説明した上で、経営者保証の提供を受けることを確認するチェック欄が設けられています。
- ③ 保証申込の際は、書式左上の確認チェック欄にチェック(☑)を付けて保証申込書類と併せて提出をお願いします。